平成２５年（フ）第１１６７６号
東京都世田谷区松原６丁目35―４　豊田方
債務者　樋口　敬子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６８０号
東京都板橋区舟渡２丁目16―２―302
債務者　植田　恵子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６８２号
東京都調布市上石原３丁目45―７―103
債務者　塩田　真人
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６８３号
東京都目黒区五本木１丁目１―10―17
債務者　岩本　　洋
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６８４号
東京都大田区新蒲田１丁目19―１―203
債務者　石黒　祐子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６８５号
東京都豊島区池袋本町４丁目27―１
債務者　吉野　紗羅
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６８８号
東京都足立区綾瀬７丁目15―12―901
債務者　今村由利子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６９１号
東京都大田区東馬込２丁目３―７―201
債務者　浅野　　純
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６９５号
埼玉県さいたま市浦和区岸町５丁目４―15―203
債務者　印出　隆行
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７０３号
千葉県柏市篠籠田1453―12―Ａ―101
債務者　仲宗根貴士
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７６７号
横浜市保土ケ谷区西久保町193番地
債務者　押田　　豊
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７９５号
神奈川県綾瀬市寺尾西３丁目10番21号　ところマンション201
債務者　甲斐アーネスジェラルドこと　アーネス　ジェラルド
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８０５号
神奈川県高座郡寒川町大曲１丁目１番１号　湘南ブライトＢ―201号
債務者　高山　　健
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９１２号
横浜市戸塚区原宿３―57―２―８―105、住民票上の住所横浜市南区東蒔田町３番地13　日清横浜第１コーポ207
債務者　山口　範子
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９１３号
横浜市泉区中田東４丁目56番３―109号
債務者　徳丸　未来（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部